

市道補修作業の報償費について

三次市 建設部 土木課

1. 交付要件

- ① 認定された市道での作業が対象です。県道・農道・林道・里道は対象になりません。
- ② 団体による作業が対象です。個人での作業は対象になりません。
- ③ 交付する回数は、同一区域につき1年度で2回までです。
- ④ 補修作業は、道路の路面や側溝などの補修が交付対象です。
- ⑤ 清掃作業は、道路側溝の清掃が交付対象です。
- ⑥ 報償費の額は次のとおりです。

作業員 1 人あたり	→	500 円
軽四輪車（軽トラック）1 台あたり	→	2,100 円
一輪車 1 台あたり	→	200 円

2. 請求にあたっての注意事項

- ① 作業終了後に、次の書類を提出してください。
 - ・三次市道路補修作業実施報告書兼請求書（様式第2号）
 - ・委任状兼作業従事者名簿（様式第3号）
 - ・写真（作業前・作業後）
 - ・作業場所を記入した位置図
- ② 実施状況を確認する必要があるため、作業終了後1ヶ月以内に請求書類を提出してください。1ヶ月を超え実施状況が確認できない場合には、報償金の支払いができませんことがあります。
- ③ 報償費は口座振替で交付します。振込口座番号および名義（必ずフリガナを記入してください）を正確に記入してください。また、通帳の写しを添付してください。口座名義に誤りがあると振込ができない場合があります。
- ④ 委任状兼作業従事者名簿（様式第3号）は、作業従事者本人が自筆で記入してください。自署でない場合は押印が必要です。
- ⑤ 書類の中で「団体名」「代表者氏名」「口座名義」に記入する団体名・代表者名は、全て同じにしてください。

3. 作業中の事故があった場合

補修作業中に発生した事故は、状況により、市が加入している保険の補償対象となる場合があります。万が一事故があった場合には、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

三次市 土木課 管理係 （0824）62-6305

もしくは各支所の地域づくり係まで

君田支所（0824）53-2111

吉舎支所（0824）43-3111

布野支所（0824）54-2111

三良坂支所（0824）44-3111

作木支所（0824）55-2111

三和支所（0824）52-3111

甲奴支所（0847）67-2121